

令和3年8月4日

お客さま各位

富山県信用組合

一定金額未満の口座解約手続き等における「印鑑レス」の取扱いの開始、ならびに預金規定の一部改正について

平素は、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、お客さまの利便性向上のため、下記のとおり残高が1万円未満の普通預金口座等について、一定の条件を満たす場合は印鑑レスで解約ができるよう手続きを簡略化させていただきます。また、依頼書等への届出印の押印を不要とする印鑑レスの取扱いを開始させていただきます。

記

1. 取扱開始日

令和3年8月10日

2. 一定金額未満の口座解約手続きについて「印鑑レス」とする取扱内容

対象とするお客さま	個人のお客さま、個人事業主のお客さま
対象預金口座	預金残高が <u>1万円未満</u> の以下の預金口座 1.普通預金 (定期預金の預け入れのない総合口座、決済用預金を含みます。) 2.貯蓄預金 3.納税準備預金
お手続きに必要な事項	1.ご本人の来店 2.以下の提示 ①通帳 ②キャッシュカード(発行している場合のみ。) ③写真付本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等)

当座預金、定期性預金、出資金、融資取引等のお取引がある場合は対象外とさせていただきます。

3. 預金規定の一部改正について

上記取扱いに伴い、「流動性預金共通規定」を一部改正します。一部改正後の「流動性預金共通規定」は富山県信用組合のホームページをご覧ください。

4. その他「印鑑レス」の対応を可能とするお手続き

(注)以下の手続は、すべて来店対応の場合のみとさせていただきます。

手続名	帳票名	備考
キャッシュカード再発行手続 (磁気不良、破損の場合)	けんしんキャッシュカード調製依頼書	キャッシュカードの添付がある場合に限り ます。
キャッシュカード暗証番号変更手続	同上	同上
キャッシュカード解約手続	CDカード解約届	同上
定額自動送金の停止・解除手続	定額自動送金依頼書	
預金口座振替停止・解除の手続	預金口座振替一時停止依頼書、同解除 依頼書	
届出の住所・電話番号変更手続	変更届・改印届	※共通印鑑届には押印が必要です。
「残高証明書」発行手続	残高証明書発行依頼書 残高証明書等継続発行依頼書兼手数料 支払に関する自動振替依頼書	※手数料支払に関する自動振替依頼書 指定口座部分には押印が必要です。
「残高証明書継続発行」中止手続	残高証明書継続発行中止依頼書	
借入金利息証明発行手続	利息証明発行控	
物件等返却	返戻受領書	
配当金支払	配当金口座振替依頼書	
組合員脱退	出資金持分振込依頼書	

以上